

学校保健法における伝染病の取り扱いについて

下記伝染病にかかった場合、伝染病の種類及び病状により学校保健法で出席停止になる場合があります。
登校の際は医師の証明書を担任までお届け下さい。

学校保健法における伝染病

【第1類】 →治癒するまで出席停止

エボラ出血、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、南米出血熱、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱、急性灰白髄炎、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群(病原体がSARSコロナウイルスであるものに限る)、鳥インフルエンザ(病原体がインフルエンザウイルス A 属インフルエンザ A ウイルスであってその血清型が H5N1 であるものに限る)

【第2類】 →伝染病の種類により、期間指定で出席停止

インフルエンザ (鳥インフルエンザ(H5N1)を除く)	解熱した後、2日を経過するまで
百日咳	特有の咳が消失するまで
麻疹	解熱した後、3日を経過するまで
流行性耳下腺炎	耳下腺の腫脹が消失するまで
風疹	発疹が消失するまで
水痘	すべての発疹が痂皮化するまで
咽頭結膜熱	主要症状が消失した後、2日を経過するまで
結核	伝染の恐れがないと認めるまで

【第3類】 →病状により学校医その他の医師において伝染のおそれがないと認めるまで出席停止

コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、腸チフス、パラチフス、流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎、その他の伝染病

(2011. 4)

登校許可書

京華商業高等学校 学校長殿

年 組 番 生徒氏名

学校保健法における伝染病()により、 月 日から
月 日まで安静加療中でしたが、伝染の恐れがなくなったため、 月 日より登校を
許可します。

平成 年 月 日 病院名

医師氏名

印